

鳥取縣公報

千六十四號

昭和十四年九月十五日

金曜日

本書ノ大半ヲ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第五百七十六號
氣高郡勝部村八葉寺第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年九月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◇鳥取縣告示第五百七十七號
度量衡施行令第十四條ニ依リ岩美郡各町村度量衡器計量器第一種取締左通ノ通執行ス
昭和十四年九月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十四年十月九日	檢査執行日期	器物提出 時限	檢査執行區域	檢査執行場所
自午前九時 至午後三時	大成 茅器 村村	大成 茅器 村村	大成 茅器 村村	成器村特設度量衡檢査場

同	自十一日	同	字部野村	字部野村	同
同	十二日	同	面影村	面影村	同
同	十三日	同	津ノ井村	津ノ井村	同
同	十四日	同	米里村	米里村	同
同	十六日	同	倉田村	倉田村	同
同	十八日	同	福部村	福部村	同
同	十九日	同	大岩村 網代村	大岩村	同
同	二十日	同	浦田 後富村	浦田 後富町	同
同	二十一日	同	本庄村	本庄村	同

鳥取縣告示第五百七十八號
 因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生産檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年五月二十一日ヨリ同年八月五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クヘシ
 昭和十四年九月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

同	同	同	同	同	同
同	二十三日	同	小田村	小田村	同
同	二十四日	同	岩井町	岩井町	同
同	二十五日	同	蒲生村	蒲生村	同
同	九月二十一日	西伯郡 所子村 家畜市場	所子村	所子村	午前九時
同	九月二十二日	同 郡 上長田村 役場	上長田村	上長田村	同
同	同	同 郡 逢坂村 役診所	逢坂村	逢坂村	同

九月二十三日	同	同	九月二十六日	同	九月二十七日	同	十月二日
同	同	同	同	同	同	同	同
郡東長田村役場前	郡光徳村檢診所	郡賀野村檢診所	郡名和村役場前	郡法勝寺市村場	郡手間村役場前	郡幡郷村役場前	郡天津村役場前
東長田村	光徳村	賀野村	名和屋町村	法勝寺村	手間村	幡郷村	天津村
同	同	同	同	同	同	同	同

九月十日	同	同	十月十一日	同	十月十二日	同	十月十三日	同	十月十四日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡大國村檢診所	郡大山村豐房	郡尙徳村檢診所	郡高麗村檢診所	郡五千石村檢診所	郡宇田川村檢診所	郡大山村赤松	郡天津村役場前	郡大山村赤松	郡天津村役場前
大國村	大山村ノ内 今在 豊前 家 房	尙徳村	高麗村	五千石村	宇田川村	大山村ノ内 赤松	天津村	大山村ノ内 赤松	天津村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同 日	同 郡 淀江町 市場	淀江町	同
十月十六日	同 郡 成實村 役場前	成實村	午前八時
同 日	米子市 家畜市場	米子市 福生、福米 加茂出張所 管内ヲ除ク	午前十時
十月十八日	西伯郡 大幡村 市場	大幡村	午前八時
十月十九日	米子市 福米出張所前	米子市	同
同 日	米子市 加茂出張所前	米子市 加茂出張所 管内	午前十時
十月二十日	西伯郡 渡村 役場前	渡外江村	午前九時
同 日	同 郡 崎津村 役場前	和崎田津村	午前十時
十月二十一日	同 郡 大和村 檢診所	大和村	午前九時

同 日	同 郡 日吉津村 村役場前	日吉津村	午前十時半
十月二十三日	同 郡 餘子村 役場前	餘上境道子村	午前九時
同 日	同 郡 餘子村 役場前	中大篠濱津村	午前十時半
十月二十四日	同 郡 大高村 檢診所	大高村	午前八時
同 日	同 郡 巖村 檢診所	巖村	午前十時半
十月二十五日	同 郡 縣村 役場前	縣村	午前九時
十月二十六日	同 郡 彦名村 役場前	富彦益名村	同
十月二十七日	同 郡 春日村 檢診所	春日村	同

◆鳥取縣告示第五百七十九號
鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左記ノ者ヲ選任ス

昭和十四年九月十五日

鳥取縣告示第五百八十號
左記ノ者鳥取縣臨時負債處理委員會委員ヲ解任セリ
昭和十四年九月十五日

河野 富一 副見 喬雄
鳥取縣知事 副見 喬雄
荻野 英男 副見 喬雄
鳥取縣知事 副見 喬雄

鳥取縣告示第五百八十一號
爾及生絲現在高竝生絲製造高及消費高調査ノ爾絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ
昭和十四年九月十五日
鳥取縣知事 副見 喬雄

囑託セラレタル 爾絲調査員氏名
解囑セラレタル 爾絲調査員氏名
擔當調査範圍
囑託又ハ解囑セラレタルハ年月日
柏田 昇 辻 仲二 米子 昭 和 十 四 七 年 日

鳥取縣告示第五百八十二號
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十四年九月十五日

鳥取縣知事 副見 喬雄

被保險者證 記號番號	被保險者 氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
一〇	仲田 武	日野郡石見村 大倉鑛山速水鑛業所	一四、三、九	一四、九、四	
四四	中原 すすゑ	氣高郡明治村 加藤製紙工場	一三、二、二三	一四、九、一	
二二	竹内 一夫	岩美郡津ノ井村 因幡瓦工業組合	一四、四、一四	一四、八、三二	

鳥取縣告示第五百八十三號
當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通異動アリタリ
昭和十四年九月十五日

鳥取縣知事 副見 喬雄

診療所所在地	氏名	異動事項	異動年月日
鳥取市西町三一九番地ノ八	田邊 忠雄	死亡	昭和十四年七月十九日

鳥取縣公告 第五百八十四號
 昭和十三年三月十五日鳥取縣告示第四百十六號鳥取縣石油消費規正委員會規程第五條中左ノ通改正ノ
 公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月十五日

第五條

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

三「大阪鐵道局駐在陸運監理官(又ハ副監理官)」トアルヲ「大阪鐵道局監督部長」ニ改ム

市 町 村 吏 員 異 動

異 動 年 月 日	事 由	市 町 村 名	職 名	氏 名
昭和十四年三月 一日	辭 任	氣高郡神戶村	助 役	大 下 竹 治 郎
昭和十四年七月 九 日	辭 任	八頭郡大御門村	同	今 島 松 治
昭和十四年七月 十 日	就 任	同	同	石 川 藤 一
昭和十四年七月 十 一 日	再 任	米 子 市	同	堀 江 龍 一

同	同	同	收入役	鹿 島 富 一
昭和十四年七月 二十 日	同	東伯郡小鴨村	村 長	長 棟 尊 義
昭和十四年七月 二十 一 日	辭 任	西伯郡上道村	同	松 井 惟 一 郎
昭和十四年七月 二十 五 日	再 任	西伯郡御來屋町	收 入 役	角 田 豊 次
昭和十四年七月 二十 八 日	辭 任	西伯郡上道村	助 役	足 立 正 吉
同	就 任	同	村 長	足 立 正 吉
昭和十四年七月 二十 八 日	辭 任	東伯郡倉吉町	收 入 役	齊 木 茂
昭和十四年八月 五 日	同	西伯郡手間村	兼 事 收 入 役 兼 掌 掌	小 林 祗 季
同	就 任	同	收 入 役	渡 邊 亨

昭和十四年八月七日	同	西伯郡上道村	助役	生中誠三
昭和十四年八月十八日	辭任	西伯郡光徳村	收入役	米本増次郎
昭和十四年八月二十八日	就任	西伯郡御來尾町	助役	角田九郎
昭和十四年八月三十一日	辭任	西伯郡天津村	村長	佐伯忠義
同	死亡	西伯郡淀江町	町長	吹野鐵四郎
昭和十四年九月一日	辭任	西伯郡御來尾町	同	脇坂貞幹

正 誤

昭和十三年十二月二日附縣公報號外登載鳥取縣告示第七百十五號中左ノ通正誤ス

五塵 紙(機械漉)

頁	段	誤	正
---	---	---	---

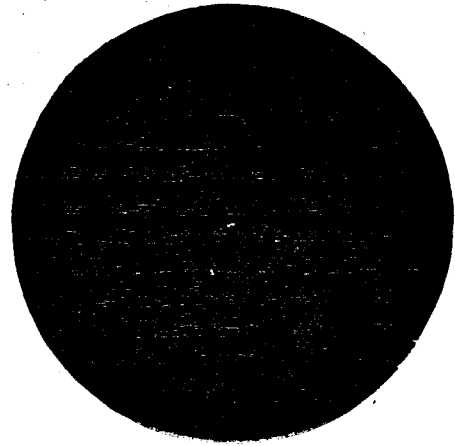
昭和十四年九月五日附鳥取縣公報第千六十一號登載鳥取縣告示第五百五十九號中左ノ通正誤ス

甲大判 (二十枚ヲ一帖百枚ヲ一縮トス)

甲大判 (二十枚ヲ一帖百帖ヲ一縮トス)

頁	行	誤	正
一	九	用紙	洋紙
一	九	級D紙	D級紙
一	一〇	用紙	洋紙

事變特報



彙

報

第二十一號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

鳥取縣公報

第千六十四號

昭和十四年九月十五日

(第三種郵便物認可)

一五

鳥取縣公報

第千六十四號

昭和十四年九月十五日

(第三種郵便物認可)

一四

次 目

工業學校の新設に關し縣會に於ける 知事の說明要領	清水谷總務部長	一七頁
選舉は人材の總動員	(特高課)	二〇頁
軍機保護法について	(社會課)	二六頁
國民健康保險法解説(-)	(規畫課)	二九頁
農地交換に伴ふ登録税の免除	(庶務課)	三〇頁
〔犬〕の鑑札巻換	(社會課)	三一頁
國防金品の獻納	(統計課)	三四頁
昭和十四年春蠶收繭高、麥實收高及 菜種實收高	(社寺兵事課)	四〇頁
海軍豫備練習生(整備科)募集	(時局課)	四二頁
各家庭に於ける廢品回収による 義金についで	(地方課)	四三頁
貴族院多額納税者議員選舉の結果と就て	(時局課)	四三頁
纖維質屑(ウエスト)は何に變るか	(同)	四四頁
國民貯蓄組合員章の制定		

に爲の土郷・物人べ選

工業學校の新設に關し

縣會に於ける知事の說明要領

本縣では去る九月十二日臨時縣會を召集して、

- 一、昭和十四年度鳥取縣歳入歳出追加豫算
- 一、起債に關する件
- 一、工業學校建設費繼續年期及支出方法
- 一、昭和十四年度特別會計罹災救助基金歳入歳出追加豫算
- 一、罹災救助基金貸出ノ件

(工業學校建設費充當)

を附議したが、この臨時縣會に於て行はれた副見知事の議案に對する大体說明要領は左の通りである。

今回の事變勃發以來既に二ヶ年餘を經過し其の間赫々たる武勳が樹てられ我國威が中外に宣揚せられつつありますことは、御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘の賜であると存じ衷心より感激感謝して居る次第であります。然るに事變は今や新段階に入り、國家はその總力をあげて東亞新秩序の建設に嚮つて邁進しつつあるのであります。此の曠古の大業を成就し以て大使命を貫徹するためには益々日本精神の更張を要するは勿論でありますと同時に、強大なる生産力を完備して所謂廣義國防

の充實擴充を圖らなければなりません。而して生産力を増強するに最も重大なる要素は工業であると存じます。

今次事變發生以來工業は國防産業の推進力としてその全機能を舉げて國策遂行のため活動し、愈々その重要性を發揮しつつあるのであります。之は單に事變下に於ける現象として止まることなく更に日滿支三國の互助連環の關係を緊密強化し以て興亞の理想を實現すべき礎石となり、益々その重要性を加へ其の振興發展を要請せらるることと思ふのであります。

従つてこの重大なる國策遂行の戦士たる工業技術員に對する國家的需要は今日急激なる増加を見つゝあるのであります。更に將來に互つても益々多量に要求せらるるのであります。故に此の工業技術者を育成することは國策の上から見て洵に緊切なる要務となつたのであります。

翻て本縣産業の實情を見ますれば、農業は比較的進歩を遂げて居るのであります。就中工業は甚だ發展は之に伴はず、全國的水準から見ても相當低位にあると見らるのであります。就中工業は甚だ振はない現状にあるのであります。縣勢振興上是非とも工業の發達を圖らなければならぬと思ふのであります。固より本縣工業の振興方策は多々あると思ふのであります。此等の問題に就ては目下鳥取縣工業化委員會に於て夫々研究調査を遂げつつあるのであります。工業技術員を養成し根本要素たる人的資源を培養することは最も緊切なる要件と存するのであります。

然るに本縣の工業學校は、僅に米子市に一枚あるのみであります。而もその内容は御承知の通り機械電氣科と應用化學科との二科でありまして、之のみを以て時勢の要求に充分なりと云ふことは出來ないのであります。

適々政府は工業技術員養成の急務なるを認め、全國的に工業學校の新設を助成せらるることとなりましたから、此際國庫の助成を受くとして更に一枚工業學校を新設し、一つは以て國策に順應し

一つは以て本縣工業の發展に資せむが爲、茲に之に關する豫算其他の議案を提出致しました次第であります。

今新設工業學校の内容を申し上げますと、先づ學科は政府の方針に基き電氣科と金屬工業科とを選んだのであります。兩科とも生産力の擴充計畫に必要缺ぐべからざるものとされてゐるのであります。定員は兩科併せて三百二十人とし、學級は兩科とも一學級編成でありまして一學級四十名とし、電氣科は五學級、金屬工業科は三學級合せて八學級であります。其の入學資格は電氣科に於ては尋常小學校卒業程度、金屬工業科に於ては高等小學校卒業程度とし、修業年限は電氣科五年金屬工業科三年であります。

金屬工業科を三年と致しましたのは國家の工業生産力擴充計畫遂行上早急にその卒業生を出だす必要に迫られて居りますがためであります。

新設費と致しましては土地は七千五百坪を要しますが之は全部地元から現物を以て寄附を受くることとし其の他の建設費四一七、五〇〇圓でありまして、昭和十四年度から向ふ四ヶ年度間の繼續事業として年次完成する豫定であります。其の財源は

國庫補助金	五五、〇〇〇圓
地元寄附金	一六二、五〇〇圓
縣負擔金	二〇〇、〇〇〇圓

であります。

經常費は學級完成の曉は年々略四萬六、七千圓程度を要する見込であります。本年度は九月以降七ヶ月分總額九千三百七十五圓を計上致しました。

最後に本計畫を通常縣會を待たずして茲に臨時縣會を招集し附議致しました所以は、國の生産力

00752

擴充計畫に即應し是非共九月から開校を要しましたが爲であります。何卒事情不惡御了承を御願致します。

選舉は人材の總動員

清水谷 總務部長

縣會議員の選舉期日は彌目捷の間に迫り、肅正の趣旨も充分徹底したことを思ひますが、今次選舉は時局下に於ける選舉として特に重要な意義をもつものであります。時局を通しての國策の目標は東亞新秩序の建設といふ建設的、文化的の問題であり、時局の實相は云ふまでもなく長期戦であり、總力戦であります。この非常時を乗り切り聖戦の目的を遂行するには、一層國內政治力の強化が必要なのであります。それは結局のところ地方自治の振興に俟たねばならないのであります。洵に銃後の固め郷土の守りは地方自治の職能であつて、戦時であればある程自治振興の要を痛切に感ずるのであります。今日の所謂國家總動員とは獨り物資の動員に限らず、人的資源の總動員をも意味してゐるのであつて、銃後の守りを固め、自治を振興しようと思へば優良な人物を擧げて政治の衝に當つて貰はねばなりません。即ち選舉によつて人材の總動員が行はねばならないのであります。

吾々は一面に於て國防の責任を執ると共に他の一面に於ては大政翼賛のため政治に參與する國を

00753

護る國防、國を良くする參政、この二つが萬民輔翼の良道の重大なる實踐だと考へるのであります。縣民各位は國防の責任を全うする上に於ては實に眞劍であつて、感激なくして聞くことの出来ない話からそれと傳へられるのであります。而も一面地方自治を振興し、國家の内容を良くして行かうといふ國民參政の實踐に於て從來何としても眞面目さが足らなかつたのではないでせうか。人材總動員の要切なるものある今日、有権者各位は一人洩れなく選舉權を行使するは勿論、その一票／＼が充分なる政治的信念の下に投せられ眞に優良なる人物の選出せられんことを切望する次第であります。

軍機保護法に就て

戦と國の秘密

支那の兵法の書孫子に「彼を知り己を知らば百戦殆ふからず彼を知らずして己を知らば一勝一敗、彼を知らず己を知らざ

れば戦ふ毎に敗る。」又「其の備なきに攻め其不意に出ずるは是兵家の勝なり。故に先づ傳ふべからざるなり。」とある。これは孫氏を引用するまでもなく戦をなすに當つての鐵則であつて、戦は常に己を秘匿して敵狀を明かにしなればならないのである。我が國にはこの己を秘匿する爲の法律に「軍機保護法」と「軍用資源秘密保護法」の二つがあるのであつて、そのうち軍用資源秘密保護法については既に記した處であるから、今回は軍機保



護法について記すこととする。
 軍機保護法は明治三十二年に制定せられたものであるが、今次の事變勃發に伴つて種々の改正を要する點が多いので昭和十二年十月十日よ

りその改正法律を施行せらるるに至つたものである。
 左にこの改正法律を簡単に表示する。

軍機保護法改正法律摘録

條	項	摘	錄	刑名	刑期等
第一	條	軍事上ノ秘密ノ意義			
第二	條	探知 軍事上ノ秘密ヲ探知收集ス			六月以上十年以下ノ懲役
第三	條	漏 軍事上ノ秘密ヲ公ニシ又ハ外國等ニ漏 ニ漏泄スル目的ヲ以テ探知收集ス 業務上知得領有セル軍事上ノ秘密 ヲ他人ニ漏泄ス			二年以上ノ有期懲役
第四	條	探知收集セル軍事上ノ秘密ヲ他人ニ漏泄ス			無期又ハ三年以上ノ懲役
第五	條	右ノ秘密ヲ公ニシ又ハ外國等ニ漏泄ス 探知收集セル軍事上ノ秘密ヲ他人ニ漏泄ス 右ノ秘密ヲ公ニシ又ハ外國等ニ漏泄ス 業務上知得領有セル軍事上ノ秘密ヲ過失ニ因リ公ニシ又ハ他人ニ漏泄ス			死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役
		偶然ノ原因ニ因リ知得領有セル軍事上ノ秘密ヲ他人ニ漏泄ス			無期又ハ二年以上ノ懲役
		探知收集セル軍事上ノ秘密ヲ他人ニ漏泄ス			死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役
		右ノ秘密ヲ公ニシ又ハ外國等ニ漏泄ス			無期又ハ二年以上ノ懲役
		業務上知得領有セル軍事上ノ秘密ヲ過失ニ因リ公ニシ又ハ他人ニ漏泄ス			死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役
		第八條一項第九條一項ノ規定ニ依ル禁止制限ニ違反スル行為ヨリ生シタル圖書物件ヲ他人ニ交付ス			六月以上十年以下ノ懲役
		右ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國等ニ交付ス			無期又ハ二年以上ノ懲役
		第十二條一項ノ規定ニ依ル禁止制限ニ違反スル行為ヨリ生シタル圖書ヲ他人ニ交付ス			千圓以下ノ罰金
		右ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國等ニ交付ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		軍事上ノ秘密探知收集漏泄團體組織者又ハ指導者			十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		右團體加入者			五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金
		軍防防禦造營物、軍事施設ニ對ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		陸海軍大臣ノ指定シタル防禦造營物、軍事施設ノ周圍區域ニ對ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		陸海軍大臣ノ指定シタル區域ノ水陸形狀施設物ノ位置等ニ對ス			三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		陸海軍大臣ノ禁止制限シタル空域ニ對ス			五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金
		測量撮影模寫 模造録 取復寫 等ノ禁止制限			六月以上七年以下ノ懲役
		航空			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
		第十二條一項一號二項前			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金

第七	條	泄 右ノ秘密ヲ公ニシ又ハ外國等ニ漏泄ス			無期又ハ二年以上ノ懲役
第十一	條	交 第八條一項第九條一項ノ規定ニ依ル禁止制限ニ違反スル行為ヨリ生シタル圖書物件ヲ他人ニ交付ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
第十二	條	付 右ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國等ニ交付ス			十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
一、三、四、項		第十二條一項ノ規定ニ依ル禁止制限ニ違反スル行為ヨリ生シタル圖書ヲ他人ニ交付ス			五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金
第六	條	軍事上ノ秘密探知收集漏泄團體組織者又ハ指導者			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
第六	條	右團體加入者			六月以上七年以下ノ懲役
第八	條	軍防防禦造營物、軍事施設ニ對ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
第九	條	陸海軍大臣ノ指定シタル防禦造營物、軍事施設ノ周圍區域ニ對ス			七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
第十二條一項二號二項後		陸海軍大臣ノ指定シタル區域ノ水陸形狀施設物ノ位置等ニ對ス			三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
第十二條一項一號二項前		陸海軍大臣ノ禁止制限シタル空域ニ對ス			五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金

第十條	立入禁 防禦營造物軍事施設又ハ其ノ周圍區域ニ對ス	五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金
第十三條	止制限 陸海軍大臣ノ一時的ニ爲シタル演習實驗指定地域水域空域ニ對ス	二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金
第十四條	外國船舶ノ不法航行	五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金(情狀重キトキハ船舶沒收)
第十五條	未遂犯(第二條乃至第六條第八條二項第九條二項第十條第十一條第十二條二項乃至四項第十三條二項)	三月以上七年以下ノ懲役
第十六條一項	豫備陰謀(第二條乃至第五條)	三月以上七年以下ノ懲役
第十六條二項	誘惑 (第二條乃至第五條)	三月以上七年以下ノ懲役
第十七條	煽動 (第六條第八條二項第九條二項第十條第十一條第十二條二項乃至四項第十三條二項)	一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金
第十八條	本法、罪ヲ犯シ因テ得タル報酬又ハ對價物	沒收(追徴)
第十九條	犯罪行爲ヲ組成シタル物生シタル物ニシテ沒收セラレサル物	沒收
第二十條	自首	減輕又ハ免除
第二十一條	第二條乃至第七條第八條二項第九條二項第十條第十一條第十二條二項乃至四項第十三條二項 本法施行地外ニ於ケル犯罪者ニ對スル適用條項第十二條二項乃至四項第十五條乃至第二十條	
附則	施行期日 昭和十二年十月十日 刑法施行法第二十條第一號削除	

防諜上の注意

由來日本人は警戒性に乏しいと云はれる。汽車や電車、乗合自動車や公衆の前で、軍事上の話や會社の能力や其の他いろ／＼の事をよく喋るが、これは甚だ危険である。新聞記者は通勤の汽車や電車の中で、他人の話から種類の緒口をよく見出すといふが、或る會社の社員、職工が多く通勤する電車や汽車の中に氣永く張込んで居れば、必ず何等かの情報は得られるのである。又軍人の集合する場所に張込むことは間諜の常套手段である。内外人が多數出入するホテル、クラブ等に於てはお互の談話の内容に特に留意すべきは勿論である。

外國人と交際するうちに不知不識に外國諜報機關のお先棒をかついでゐた事實もある。坊間の著書や映畫にあるやうな間諜團の組織やその暗躍、秘密無線電信設備による通信、精巧なる寫真機の使用、隱語、秘密インキによる通信等何れも荒唐無稽な小説ではなくて、實際こんなことが今日現實に行はれてゐるのである。

どんな些細な、一般人が考へるとこんなものと思ふやうなことで専門家が見ればその事項の全貌諜知の端緒となり、又小さい事が澤山集れば、その中心を推定出来るものであるから、つまらないものでも事國防土に關するものはうつかり喋つたり放置してはならないのである。我が國の各種の出版物を蒐集めて、その内容を科學的に分類整理して調査して居る國もあり、官廳や官吏軍八の家庭から出る紙屑を蒐集めて情報を蒐集する等は諜報道の第一課である。

しかし注意しなければならぬ事は外國人とさへ見れば諜報者扱にすることである。日本に來る外人中には國際親善上に大切な觀光客や、正當な手續をして國內を視察旅行する善意の外國人もある。これ等の入達が間諜扱をせられて其の感情を害した例も少くないのであるから、これ等の外國人に對しては國民が國防上何を秘密にせねばならないかを充分心得てゐて露骨にならぬやう差支へない程度に努めて丁寧懇切に取扱ひ、よい日本の印象を興へるやうにしなければ

ればならないのである。

× × ×



國民健康 保險法解説(一)

(一) 緒言

國民健康保險法は現下非常時局下に於て最も重要な社會立法でありまして、今後大休十年間の中に全國各町村に普及せしめられる性質のものであります。

本制度は相扶共済の精神を根幹とし、強き者富める者が、弱き者貧しき者を助け合ふと云ふ謂社會保險でありますから、方面委員其他

指導關係の方々は極めて密接な關係にあり、本制度の圓滿な普及發達の爲には皆様の御盡力に俟つものが多いのであります。皆様に於きましては既に本制度に對して充分の關係を持たれ研究を爲さつて居る方もあることとは存じますが、之から本制度の趣旨、其の使命、及同法の内容の梗概を記しまして、尙一層の御理解と御協力とを願ひする次第であります。

この制度は昨年七月から實施せられ、實施後一年餘にして全國既に二百八十の組合が設立せられ、被保險者の數が七十五萬に達してゐます。本縣に於ても昨年度に於て大山村(西伯)福部村(岩美)美穂村(氣高)が卒先して組合を設立し既に事業を開始して居るのであります。其の成績は良好であり、村民は本制度の恩典に浴して深く感謝して居る現狀であります。本年度に於ては福榮村、大宮村、日光村、溝口町(以上日野郡)宇田川村(西伯)上私郡村、西郷村(以上八頭郡)の七ヶ村が相次で組合を設立し、數ヶ村が本年度中に設立する爲計畫を

進められつつあるのであります。

政府は本制度の普及について十年計畫を樹て、今後十年間に國民の大半約三千萬人の被保險者を作る豫定を以て着々實行に着手して居られるのであります。が、昨年度の普及計畫は被保險者數五十萬、組合數百二十、本年度に於て被保險者數七十五萬、組合數百八十の豫定であります。之は國庫補助の關係上大藏省との折衝によつて、時局柄一時に多額の國費の支出が困難な爲に年々幾何級數的に増加計畫を樹てて居られるのであります。

全國方面委員の方々は本制度の發達の爲に頗る努力になつて居るのであります。去る六月に仙台に開催せられた全國日本方面委員聯盟大會に於ても、國庫補助増額の件を決議し、聯盟總裁清浦奎吾伯の名を以て厚生大藏の兩省に陳情せられて居るのであります。尙全國町村長會に於かれても同様運動に懸命の努力を拂はれております。

(二) 本制度の生れた理由

凡そ一國の榮枯盛衰は國民體力の優劣と精神力の強弱に依つて左右せられるのであります。従つて國防の充實も國家産業の發達も國家財力の増進も、結局國民の健康に其の基礎を置くものであることは今更謂ふ迄もないのであります。然るに我が國は從來物的資源を求むるに急なるの餘り、人的資源を輕視する傾向があり、國民も國家も國民健康の保持増進について比較的無關心でありました。一方文化の進運に伴ひ身體の抵抗力は減退し、時勢の推移につれて過激の勞働は強いられ、休養は不足し、加ふるに營養は缺乏して國民の體位は逐年低下の一途を辿つて來まして、之が小學校の身體検査に或は徵兵検査の結果に現はれ、體格の丙・丁の者が漸次増加の傾向を示して居るのであります。

時恰も滿洲事變支那事變と、我が國は未曾有の非常時局となり、軍務方面は勿論産業界に於ても特に頑健なる國民の體軀を要求することが

00760

切實になつて來ました。そこで有識者間殊に軍部方面から國民體位の向上が頻りに論議されるに至りました。その結果國民保健の向上と國民生活の安定を期すると云ふ大旗を翳して昨春非常時局の眞只中に厚生省が生れるに至つたのであります。

厚生省では先づ病氣の驅逐に懸命の努力が拂はれ、疾病の豫防に國民體位の向上に、各般の施設が着々と整備せられると共に、醫療費負擔の解決策としてこの國民健康保險の制度が制定せられました。病氣と云ふものを此の世の中から出來るだけ少くすると共に、一朝病氣に罹つたら容易に醫療を受けられるやう平素から準備して置かうといふのであります。

一体國民體位の低下といふものは國民經濟生活と密接な關係を有するものでありまして、國民大衆が貧困で、必要なる醫療を受け得られぬと云ふことがその一大原因であります。病氣には罹つたが醫療を受けられぬ、これ程人生の不まはありません。病人の苦痛は勿論、れが一家

の主人であり一家の柱となる人である場合に於て、その家庭の悲惨は名狀からざるものがあります。この主なる原因は醫療費から來て居ります。貧乏を始め世の中の暗い出來事の大半は、直接間接に病氣殊に醫療費負擔の問題に關係してゐると云つても過言ではありません。貧困者を檢べて見ると其の四割以上は其の家族に病人が出た爲貧乏になつたものだ統計が出て居ります。世の中を明るくし、住みよい社會を作るには先づ病氣の問題を片付けなければなりません。病氣には罹つたが醫療を受けられぬといふことは獨り個人や家庭の問題ばかりでなく、國家としても如何程國力を損じて居るかわかりませぬ。醫療費の支拂に堪へぬ爲、直ぐ治るべき病氣を醫師にかからないで、逆に之を悪化させてしまふ者も吾人の屢々見受ける所であります。翻つて我國農山漁村の實情を見ると、長い間の經濟的不況の爲に疲弊困憊其の極に達し、安じて必要なる醫療を受け得る者は僅に一部の富裕者に限られ、中産階級以下の大部分は醫療費

00761

の支出に苦しんで必要なる醫療も遂に受け得ない悲惨な現狀であります。

そこで政府は之等農山漁村に國民健康保險組合を設立せしめ、組合より村民の醫療費を支拂ふこととし、此の組合に對して國家は國庫補助を與へて國民一般の醫療費を軽減せしめて醫療の普及を圖ると共に、農村疲弊の癌となつて居る農家負債の根源を絶ち、抜本塞源的に農村經濟更正を圖つて國民生活の安定と、國民保健の向上を期せんとして國民健康保險制度が制定せられるに至つたのであります。



農地交換に伴ふ

登録税の免除

臨時租稅措置は昭和十三年法律第

五十二號を以て發布せられたが、その改正案が第七十四議會の協賛を経て、本年三月三十一日法律第五十號を以て發布せられた。この法律は戰時下に於ける般振産業に對して増稅し、他面生産力擴充等によるものには減免するの措置である。今回の改正で取り上げられたものに租稅措置として耕地交換の場合に於ける登録税免除の途が講せられたのである。

自作耕地を整理するため散在耕地交換の場合登録税を免除すべしとの聲は既に久しい以前からあつたのである。然し從來そう云ふことを言はれたのは理想論で、今日のやうな現實の必要には迫られてゐなかつたものと思ふ。所が時局の進展に伴ひ事情は急轉直下し、農村に於ける多數の壯丁は應召し、般振産業の農村勞力の吸收、更に又滿洲國への入殖等農村の勞力は漸次手薄となりつつあるのである。併も銃後食糧對策上農業生産力擴充は一日と云へども忽せにすることは出來得ないのである。この新たな情勢に對處するため、農村勞力を可及的無駄のな

い方法により利用しなければならぬ。耕地交換の場合の登録税免除もこのような國策的見地に基くもので、登録税を免除せられる場合は「耕作ヲ目的トスル土地(其ノ土地ニ附隨シテ利用セラルル土地ヲ含ム)ノ所有權ノ交換ヲ爲シタル場合ニ於テハ交換ニ因ル所有權ノ取得又ハ交換ノ爲ニスル所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録税ヲ免除ス

前項ノ規定ハ永小作權ノ交換又ハ前項ノ土地ノ所有權ト小作權トノ交換ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス」となつてゐて、この手續には地方長官の證明を要するのである。

本縣に於ては、去る八月二十九日農地の交換に伴ふ登録税免除の證明に關する施行規則を、縣令第二十一號を以て公布せられたのであるが、この證明願は市町村經由を要し、證明願には農地委員會又は市町村經濟更正委員會の斡旋調書をも添付することとなつてゐる。市町村長が證明願を受理した時は次の各項につき調査せる調書を添付して、遲滞なく知事に差出すことに

なつてゐる。

- 1 交換が農地委員會又は、市町村經濟更正委員會の斡旋に基くものなること。
 - 2 交換地の双方又は一方が自作地(交換後自作せらるる土地を含む)なること。
 - 3 交換地の價格の差が價額の多額なる一方の十分の三以内なること。
 - 4 將來工場敷地住宅敷地等農耕以外の目的に供せらるる見込なき土地なること。
- 尙證明願の様式及農地委員會又は市町村經濟更正委員會の斡旋調書の様式は市町村役場につき照會せられたい。



「犬」の

鑑札巻換

これまで本縣の犬の鑑札は全部金屬製のものであつたのでありますが、この長期戦下に於て

各種金屬の國家的重要性が彌々緊迫、加へつつある時にあたり、縣ではこれを磁製のものに變更することとなり、九月八日を以て之に關する訓令及告示が發せられました。

新しい鑑札は地質が磁製、直徑三厘の圓形で地色が白色、文字は凹字青色で上部に番號、下部に鳥取縣名を記してあります。巻換は九月八日から九月十八日までの間に所轄市役所又は町村役場で行はれますから、是非右期間中に巻換を受けて下さい。

従前の規定による犬鑑札は同十八日限り、無効になります。もし期限後になりますと、鑑札一箇につき貳拾錢の手數料を要します。(昭和七年鳥取縣條令第十七號)尙亡失又は毀損により舊鑑札を提出し能はざる時も同條例により同じく貳拾錢の手數料を要します。

x x x

國防金品の献納



今次事變勃發してより茲に三年、國民の時局に對する認識はいよゝ深く、堅忍持久國難に當りつつあることは、實に感激に堪へざる處である。この一人々々の緊張の結晶こそ國民全体精神の上に偉大なる効果をもたらすものであること云ふまでもない。

而して今次事變に對する國民の認識の現れの一つが報國献金運動である。銃後國民のなすべき努めは多々あるのであるが、その一つである献金運動は銃後熱誠の度を示すバロメーターであると云へやう。今左に事變以來陸海軍に献納せられた國防献金・献納品の主なるものを記し

て參考に資し、益々各位赤誠の披瀝を冀望する次第である。

(一) 陸軍への献納

- (1) 献金額(事變以來八月十五日まで) 約四千六百萬圓
- (2) 献品の主なるもの

- 刀 約千五百挺
- 拳銃 五千六百挺
- 自動車 約二百輛
- 毛布 約六十萬枚
- 軍馬 約二百頭
- 飛行機 六機
- 舟類 三十隻
- (3) 国防献金により整備せられたる主なる兵器 (六月まで)
 - 各種飛行機 二三八
 - 戦車と装甲車 一〇七
 - 観測車 四三

(二) 海軍への献金

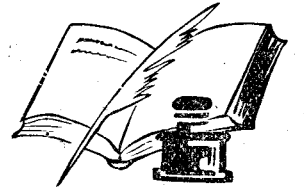
- 高射砲 二〇三
- 重機關銃 五八六
- 輕機關銃 一四九
- 探照燈 六六
- 聽音機 一一九
- 無線機 一六四
- (4) 海外(滿洲支那を除く)よりの献金額 (七月末まで) 約五十二萬圓
- 同 献品(換價額) 約三萬四千圓
- 計約五十五萬四千圓
- (1) 献金額(七月七日まで) 三千七百十二萬七千四百六圓四十六錢
- (2) 国防献金により整備せられたる主なる兵器 (七月末まで) 二百十七臺
- 飛行機

(3)

- 戦車 九臺
- 自動車 十三臺
- 砲類 二十八基
- 内火艇 三十五隻
- 照空指導装置 三基
- 機銃類 八十九基
- 望遠鏡 百七十三基
- 通信機 百三十六基
- 測距儀 六十基
- 聽音機 六基
- 雜船 二十四艘
- 観測車 二臺
- 恤兵金 (五月末まで) 八百五十七萬二千餘圓
- 内支拂高 五百四十三萬五千餘圓
- 内 譯
- 軍事扶助事業 (大日本軍人援護會及び厚生省を経て) 地方廳へ交付額

(4)

- 三十二萬八千圓
- 戦傷病者慰安施設並に出征軍人家族助済施設
- 三百五十三萬六千圓
- 恤兵品及び救恤品購入 百十九萬八千圓
- 差引使途未定額 三百十三萬七千圓
- 恤兵品 慰問袋 百二十八萬八千圓
- (見積金額 百九十八萬五千圓)
- 其他(雜誌、御守、梅干、罐詰、レコー、下、清涼飲料、煙草、清酒等) 四百五十二萬一千點
- (見積金額 四十二萬八千圓)
- 合計五百八十九萬九千點
- (見積金額 二百四十一萬三千圓)
- x x x



昭和十四年
春蠶收繭高
麥實收高及
菜種實收高

本縣に於ては、この度昭和十四年の春蠶收繭高、麥實收高及菜種實收高を發表しましたが、その實況は次の如くである。

(一) 春蠶收繭高

本年の春蠶は時局關係による勞刀不足により、飼育を見合せたものがあつて、養蠶戸數は前年に比し二分一厘を減少せるも、掃立數量は絲價の好轉と政府に於ける主要農産物の増産奨勵とにより、前年に比し九分九厘の増加を示し收繭高は右の如く掃立數量の増加に加へて飼育中の氣候が概ね順調であつたので、病蠶の發生等僅少で良好な生育を遂げ、前年に比して一割八分七厘の増收を見てゐる、又價格に於ては絲價の昂騰したると收繭高の増加により、前年に比して十四割七厘の増加となつてゐる、その戸數、數量、價格を示すと次の如くである。

△印は減を示す

養蠶戸數	昭和十四年	昭和十三年	比	較割合	自昭和十一年至同十三年平均	比	較割合
	二四、三三戸	二五、六九戸△					
番備掃立數量	一、〇三、二〇〇瓦	一、二四、五〇〇瓦	九三、三三瓦	〇、九	八九、一五四瓦	二四、〇四六瓦	二、七九

各郡市別春蠶收繭高

郡市	養蠶戸數	蠶種掃立數量	收繭			前年掃立數量	前年收繭高ニ比シ
			總數	白繭	黃繭		
總數	二四、三三戸	一、〇三、二〇〇瓦	八四、六三三貫	八四、六三三貫	三〇、〇五〇貫	九三、三三	二、三三
鳥取市	三四〇	一一、二五〇	九、四三一	九、四三一	—	六五〇	一、五二
米子市	七〇〇	四、四八六	三、六〇三	三、六〇三	—	—	—
岩美郡	一、三七九	三、六四二	二、七、六八九	二、七、六八九	—	—	—
八頭郡	四、二七四	一、七、〇三八	一、七、五五	一、七、五〇八	—	—	—
氣高郡	二、七六六	七、四、五四〇	六、七、一六〇	六、七、一六〇	—	—	—
東伯郡	八、一六八	三、四、三五四	二、八、一三三	二、七、五三三	—	—	—
西伯郡	六、〇三二	三、六、八九五	二、四、七、三三〇	二、三、八七七	—	—	—
日野郡	九七三	一、七、一八六	一、六、三八一	一、六、三八一	—	—	—

(二) 麥 實收 高

麥作付段別は政府に於ける主要農産物の増産奨励により、前年作付段別に比し大麥二分七厘を増加し、稈麥一分七厘を減少し、小麥一割七分二厘の増加を示し、燕麥は四割二分六厘を減少してゐる。本年の麥作は播種以來一月中旬頃までは氣温概ね低く生育遅々たりしも、その

後氣候適順なりしと病虫害等も僅少なりしを以て、良好なる生育を遂げ收穫高に於ては前年に比し大麥二割三厘、稈麥一割二分一厘小麥三割九分三厘、燕麥一割八分二厘を各増加してゐる。又價格に於ては市價の昂騰と收穫の増加とにより、五割二分四厘を増加してゐるがその實狀況を示すと次の如くである。

種別	昭和十四年		昭和十三年		比	較	前五年平均	
	作付段別實收高	作付段別實收高	作付段別實收高	作付段別實收高			割合	實收高
大麥	三、三九五、九	反石	三、三〇六、七	反石	八九、二	石	二、〇三三	石
小麥	三、〇八一、七	四、九九二	二、六八、五	三、五、一七	一、七三	一、二四九、七	二、〇、八〇〇	二、一七
燕麥	二、七	三、九	四、七	三、三	二、〇	四、二六	六、一、八二	二、三

郡市種別	各郡市別實收高		前年作付段別ニ比シ	減 (△) 増 (○)	前年實收高ニ比シ
	作付段別實收高	實收高			
總數	三、三三三、〇	三、三三三、〇	△	○	一、三、六
鳥取市	一、四三六、六	一、四三六、六	△	○	五、七、二
米子市	一、一六八、五	一、一六八、五	△	○	四、九、六
岩美郡	四、二五二、二	四、二五二、二	△	○	一、一、六
八頭郡	一、〇七九、九	一、〇七九、九	△	○	一、六、九
氣高郡	五、三三、四	五、三三、四	△	○	二、六、四

郡市種別	作付段別實收高	實收高	前年作付段別ニ比シ	減 (△) 増 (○)	前年實收高ニ比シ
總數	三、三三三、〇 〇、九八五、九 二、三四七、一	三、三三三、〇 九、五七九、五 二、三四七、一	△	○	一、三、六 八、五、六 〇、二、六
鳥取市	一、四三六、六 一、六六、四	一、四三六、六 六、五〇、六	△	○	一、一、四
米子市	一、一六八、五 一、一六八、五	一、一六八、五 七、六〇、一	△	○	四、九、六
岩美郡	四、二五二、二 一、三三、三 五、二六、五	四、二五二、二 二、一〇、六 二、一九〇、六	△	○	一、一、六 三、〇、八 四、八、四
八頭郡	一、〇七九、九 一、〇七九、九	一、〇七九、九 五、九四、〇	△	○	一、六、九 七、〇、七
氣高郡	五、三三、四 七、五三、六 二、一、四	五、三三、四 八、四七、〇 二、九六、四	△	○	二、六、四 六、五、八 五、六、四

郡	作物	昭和十四年		昭和十三年		比較
		實收高	價額	實收高	價額	
東伯郡	燕	一、〇二二	一、七七八	一、五九八	一、三六八	△
	小	一、〇二二	一、七七八	一、五九八	一、三六八	△
	大	一、〇二二	一、七七八	一、五九八	一、三六八	△
西伯郡	燕	一、二二二	一、九三五	一、〇四八	一、二八八	△
	小	一、二二二	一、九三五	一、〇四八	一、二八八	△
	大	一、二二二	一、九三五	一、〇四八	一、二八八	△
日野郡	燕	一、三三七	一、七七八	一、八七五	一、七七一	△
	小	一、三三七	一、七七八	一、八七五	一、七七一	△
	大	一、三三七	一、七七八	一、八七五	一、七七一	△

(三) 菜種實收高
 菜種作は移植後の天候概ね適順にして、多少菌核病の發生を見たりしも概して良好なる生育

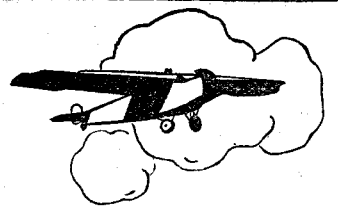
を遂げ、作付段別は前年に比し一割三分四厘を又實收高は三分三厘の減少を示せるも、價額に於ては市價の昂騰により一割六分一厘の増加を見るに至つたその狀況を示すと左の如くである

作付段別	昭和十四年		昭和十三年		比較
	實收高	價額	實收高	價額	
作付段別	九六九、〇反	一、一一九、〇反	一、一五〇、〇反	一、三三四	△
實收高	一五、四六石	一五、九九石	一五、三三石	一、三三四	△

各郡市別菜種實收高

郡市	作付段別	實收高	價額	増減 (△印減)						
				前年作付段別ニ比シ	前年實收高ニ比シ					
總數	九六九、〇段	一五、四六石	四〇〇、〇三圓	△	一五〇、〇段	△	五三三石	五五、六〇圓	△	一、六一
鳥取市	三〇、七	四〇〇	一〇、七五	△	一、九	△	六	二、〇五	△	二、〇五
米子市	一四、四	二五	六、八〇	△	一、〇	△	三	三、八	△	三、八
岩美郡	二六、二	六六	一〇、二六	△	一、四	△	二	二、九	△	二、九
八頭郡	五、四	八	三、三六	△	一、三	△	四	二、九	△	二、九
氣高郡	八四、八	一、三〇	三三、一九	△	二、八	△	六	四、一	△	四、一
東伯郡	五五、一	九、二九	二六、二七	△	七、六	△	六	五、七	△	五、七
西伯郡	一八六、一	二、九〇	七五、〇四	△	五、〇	△	七	四、七	△	四、七
日野郡	九、三	九二	二、三五	△	三	△	一	一、三	△	一、三

00772



海軍豫備練習生(整備科)募集

今般海軍豫備員制度の擴張に伴ひ、新に海軍整備科豫備練習生制度を制定せられ、海軍省告示第十號(八月二十三日官報參照)を以て告示せられました。制度制定後最初の事であり、試験期日までの期間が少いので希望者は書式等を役場で問合せ至急に願書を提出して下さい。左に要項を記して参考に資します。

(一) 志願者資格
工業學校(工業學校規程第一條規定中のものであつて尋常小學校卒業程度を以て入學資格とするもの)に在りては修業年限五ヶ年以上、高等小學校卒業程度を以て入學資格とするものにして晝間授業を爲すものに在りては修業年限三年以上

上、夜間授業を爲すものに在りては修業年限四年以上を有するもの、又は之と同等以上の工業學校)卒業者中、機械又は電氣關係の科目を修了した者であつて、昭和十四年四月一日に於て年齢二十年未満のもの

(二) 採用員數 約百名
(三) 願書提出期日 昭和十四年九月一日より十月五日まで

(四) 身體検査及試験
志願者に對しては身體検査及試験(雜問及口頭試験とし、學術に關する試験として代數)を行ふ。

(1) 期 日 昭和十四年十月十四日(身體検査)
十五日(雜問及口頭試験)

(2) 場所
東京 海軍經理學校
横須賀 横須賀海軍航空隊
名古屋 名古屋地方海軍人事部
大阪 大阪海軍監督官事務所

00773

舞鶴 舞鶴防備隊
佐世保 佐世保海兵團

(3) 身體検査規格
(志願書の右側上方に希望受験地を明記すること)
身體強健にして精神に異状なく、全身發育對稱完全にして左記規格以上のものを合格とする。

- 身長 一五二、〇糎
- 體重 四五、〇糎
- 胸圍 七七、〇糎
- 胸廓擴張 五、五糎
- 活量 三、〇〇〇立方糎
- 但し十七年未満のものは二、八〇〇立方糎
- 各視力 一、〇以上
- 但し各眼視力〇、六以上で矯正視力一、〇以上の者は合格とするを得る

(五) 志願手續
市町村役場で問合せ下さい。

(六) 兵役及採用後の教育
採用と同時に海軍兵籍に編入せられ、約一年横須賀海軍航空隊に入隊、入隊中の身分は海軍一等兵に準ずる。
入隊中の教育は將來航空機整備擔當の豫備下士官としてその任務を遂行するに必要な基礎的事項を修得せしめるを目的とし、軍人精神を涵養し、軍紀に慣熟せしめ、必要な軍事教育を授ける。

(七) 任用及進級
横須賀海軍航空隊に於ける教程修了者は海軍豫備三等整備兵として任用せられ、爾後航空機關士免狀を有し、且つ海軍豫備員令所定の勤務年數に達したものは累進して海軍豫備下士官に進級せしめられる。

× × ×



各家庭に於ける 廢品回収による 義金に就て

塵も積れば山となり、各家庭に於ける廢品も集めて再生すれば、御役に立つて色々な資源に變り侮り難いものである、本縣では過る八月十五日を期し縣下一齊に戦時下の廢品を一戸必ず一品以上の獻納運動を起し、その賣却金は舉げて支那事變義金に廢品は再生して軍需民需の資源に御用立てることとなり、既にこのことは本報に記したのであるが、各家庭ではもてあました不用品も又些細なものでも、集れば山となり莫大な金額に達するもので、目下それ〴〵縣に送金せられてゐるのである、本月五日までの鳥取市外八十三ヶ町村に於けるものを調べると金屬類の廢品數量四千四百六十七貫餘この金額七百十一圓五十八錢、古新聞紙その他數量千九百二十六貫餘この金額七百八十五圓六十一錢

で、合計千四百九十七圓十九錢の金額に達してゐるが、まだ米子市外八十四ヶ町村が送金して居らないので、これ等を合算するときは裕に三千圓以上の金額が、廢品により義金として市町村から獻金せられたことになる次第である。



貴族院多額納稅者 議員選舉の結果に 就て

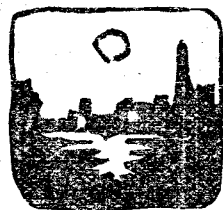
我國は國力の總力を舉げて今や東亞新秩序の建設に邁進しつつある折柄、歐洲に於ては獨波の交戦を契機に英佛の對獨宣戰により、遂に第二次歐洲大戰の火蓋を切るに至つたのであるこの國際情勢に處して帝國の使命は眞に曠占の重大な機に逢着してゐるのである、この時局下

に於ては特に國民の一層緊張せる覺と、政治力の強化を必要とするのであつて、政府が國民精神の總動員をなし又選舉の肅正に力を注いでゐるのも、全く如斯き非常時に對處しての措置である。

本縣に於ける貴族院多額納稅者議員の選舉はこの時局下の九月十日に執行せられたのであるが、その結果は肅正の跡が窺はれ棄權の率も前回の一四、二九%に較べて、今回は一〇、一一%で四、一八%の向上を示し無競争裡に終了したのである、各郡市別有權者數及棄權者を示すと次の通りである。

	前 回 有 權 者 數	昭 和 十 四 年 有 權 者 數	棄 權 者 數
鳥取市	一四	一五	
米子市	一五	一六	四
岩美郡	四	四	
八頭郡	一一	一一	

氣高郡	八	六	
東伯郡	二〇	二七	四
西伯郡	二二	一七	一
日野郡	四	三	一
計	九八	九九	一〇



纖維質屑(ウエスト) は何に變るか

長期戦には何よりも資源の確保、充實が必要であることは度々記した。一枚のポロ、一本の針や釘、決しておろそかにしてはならない。

「生れ變れば屑でも寶」である。例へば毛織のボロからは新らしい洋服地木綿糸屑からは綿火薬、セルロイド原料その他といったやうに思ひもかけぬものに生れ變るのである。わけても鉛屑、亜鉛屑、錫屑、屑鐵、銅屑、アルミニウム屑、ガラス屑、古ゴム、ウエスト等からはどんなに多くの國防資源が再生されるかは想像以上で、その大体は前にも記した通りである。

まづウエストといはれる纖維質屑——例へば木綿ボロ、羅紗裁屑、ロープ屑、古新聞紙、紙屑等はどうかと云ふと、羊毛屑以外は殆んど製紙原料で、この綿、麻のボロ、屑、紙屑が製紙原料の十三%をしめてゐる程である。絲屑や木綿ボロは製紙原料の外に漂白して硝化すれば、綿火薬、セルロイド等になり、再製すれば帶芯防寒服地、輸出綬通等になり、木綿ボロは特に機械掃除の拭布用として海外にまで一千万圓も輸出されるのである。

メリヤス、毛絲、メリンス、セル等の羊毛屑はラシヤ、毛布に再生され、帽子、スリッパ、馬具用芯になり、この收集量は約一萬四千噸で羊毛輸入額の十三%を占めてゐることは注目し價する。かういふ風に、厄介物あつかひにするボロや屑が、利用の途さへ講ずれば、材、羊毛

棉芯資源の不足を償つて立派に役立つのである。さてこのウエストの回収される數量はどの位か、全國の數字はないが東京市だけで一ケ年に約二千噸價格二十萬圓(昭和十二年の價)と云はれる。恐らく全國の量は莫大なるものであり、これが未回収のものもまだ夥しいものと想像せられる。

國民貯蓄組合員章の制定

本縣に於ては、この度國民貯蓄組合員章を制定する計畫で、これが圖案を懸賞により廣く縣内から募集のことは曩に本報に記したのであつたがその締切り期限は八月三十一日で多數應募記のもの、優秀と決定せられたので近く十萬箇を作製して各組合に配付することになつてゐる

- 一等 (賞品 支那事變割引 壹枚) 八頭郡丹比村 中原正文
- 佳作 (賞品 記念品) 米子市愛宕町 山本義男
- 同 (同) 米子市尾高町 小谷健一
- 同 (同) 鳥取市寺町 宮内正生

昭和十四年九月十五日印刷
昭和十四年九月十五日發行

發行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高野大正村大字古海
印刷 鳥取縣鳥取市東町